

議会運営委員会 R 8 . 4 . 1 4 (火)

開 会 9 : 5 9
散 会 1 0 : 0 6

- 執行部から人事異動に伴う挨拶の申し出があり、政策企画監が就任挨拶を行った。

1. 4月臨時会について

(1) 会期について

- 理事会における申し合わせのとおり、会期は4月21日から4月23日の3日間と申し合わされた。

(2) 常任委員会の所管及び佐賀県議会委員会条例の一部改正条例（案）について

- 資料1のとおり申し合わされた。

(3) 佐賀県議会委員会条例の一部改正条例（案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、開会日（4月21日）に上程し、上程後、提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、直ちに採決することが申し合わされた。

(4) 日程について

- 資料2のとおり申し合わされた。

2. 開会日の諸般の報告について

- 議員派遣報告、1件が報告されることが確認された。

3. 委員会構成、役職の割り振りについて

- 従来どおり、理事会で協議することが申し合わされた。

4. 次回議会運営委員会の開催日時について

- 会期中、必要に応じて開催すると申し合わされた。

5. その他

- 4月臨時会は議会人事を決めるための議会であることから、これまでどおり、4月臨時会最終日（4月23日）の行政委員会委員長の出席は、関係する議案等が提出されない場合は、出席を要求しないことが確認された。

6. 執行部発言の $\textcircled{\text{有}}$ 無

- 政策部長から、「4月21日（火）の本会議の開会に先立ち、人事異動に伴う、新任の部局長から挨拶をさせていただきたい。」と発言があり、挨拶を行うことが確認された。

議第 号議案

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

佐賀県議会委員会条例（昭和31年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（常任委員会の名称、委員定数及び所管）			（常任委員会の名称、委員定数及び所管）		
第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。			第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
略			略		
地域交流・県土整備委員会	略	略 県土整備部に関すること。 収用委員会に関すること。	地域交流・県土整備委員会	略	略 県土整備部に関すること。 <u>山博・緑化フェア事務局に関する</u> <u>こと。</u> 収用委員会に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

県庁組織の一部変更に伴い、佐賀県議会委員会条例の一部を改正する必要がある。

令和8年 月 日 提出

提出者 別紙

4月臨時会日程（4月21日～23日）（案）

○ 4月21日（火）（開会日）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会期決定
- 5 会議録署名者指名
- 6 議案上程（委員会条例の一部改正）、提出者説明、質疑、
委員会付託、討論、採決
- 7 散 会

○ 4月22日（水）（議事整理日）

○ 4月23日（木）（閉会日）

- 1 開 議
- 2 委員会構成
- 3 閉 会